

帯広市国民保護計画の変更について

平成30年2月8日
総務委員会提出資料

1 国民保護計画とは

平成16年9月の国民保護法(「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、以下「法」という。)の施行により、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられた。

この計画は、外国からの武力攻撃やテロなどが発生した際に、国の指針等に基づき、市が国・都道府県・他の市町村・関係機関等と連携・協力して迅速かつ的確に住民の避難や救援、武力攻撃への対処などを行うことができるように、あらかじめ定めておくもの。

2 経過

平成17年3月に閣議決定された「国民保護に関する基本指針」に基づき、平成18年1月に「北海道国民保護計画」が策定された。

本市においては、国の指針等を踏まえ、平成18年9月以降、4回の国民保護協議会※を開催し、平成19年3月に「帯広市国民保護計画」を策定。

その後、国の指針の見直しを受け、北海道は「北海道国民保護計画」を一部変更している。

※ 国民保護協議会 (以下「協議会」という。)

法第39条に定められた市町村長の諮問機関。国民保護計画の作成、変更にあたっては、あらかじめ協議会へ諮問することとなっている。

市町村長を会長とし、委員の任期は2年。定数は、帯広市国民保護協議会条例により30人以内となっている。

委員については、法第40条第4項で指定された機関(指定地方行政機関、都道府県、指定公共機関など)の職員のうちから市長が任命する規定であるが、市の防災会議の委員の規定と同一機関となっていること、また、市の災害に関する総合的な計画である地域防災計画との整合を図ることが重要となることから、防災会議と同一の職員により構成している。

3 帯広市国民保護計画の概要

武力攻撃事態※1や緊急対処事態※2などを想定し、平時からの備えや武力攻撃事態等への対処などについて、市の役割を網羅的に記載。

(全5編23章)

※1 武力攻撃事態

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※2 緊急対処事態 (武力攻撃に準ずるテロ等の事態)

- ① 石油製品やガス等を貯蔵している施設等の爆破
- ② 大規模集客施設や列車等の爆破
- ③ 炭疽菌やサリン等の化学剤の大量散布
- ④ 航空機等による自爆テロ

4 主な変更内容

警報等の伝達手段に関する記載(J-ALERT等)の追加(国・道からの指示)及び組織名称等の軽微な変更

(主な変更の例)

改正案 掲載頁	旧	新	理由
20頁	第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるなど通信体制の充実に努める。	第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 情報伝達体制の整備 市は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を利用した迅速な情報提供システムの活用を努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実に努める。更に緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防救急無線、防災行政無線、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。	国が定める基本指針の変更 (J-ALERTとEm-Net等を追記)

5 今後のスケジュールについて

H30年1~2月 変更(案)の作成、協議会の開催
(計画の変更について諮問・答申)

H30年3月~ 北海道知事に対し変更協議
→ 北海道知事の協議終了後、議会報告及び公表